

令和3年1月13日

一時預かり事業実施施設長 各位

板橋区子ども家庭部  
保育サービス課長 佐藤 隆行  
(公印省略)

### 緊急事態宣言の発出に伴う一時預かり事業の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が東京都他3県に対し発出され、都において1月8日から緊急事態措置を実施することとなりました。

しかし、保育所については、厚生労働省からも原則開所を要請されており、板橋区内保育園においては通常どおり開所としているところです。(令和3年1月8日緊急時定宣言の発出に伴う板橋区内保育園の対応について)

これを受けて、一時預かり事業におかれましても、原則、通常どおりの運営をお願いします。

なお、政府から緊急事態宣言の期間変更や、東京都の実施する緊急事態措置において新たな方針が示された場合、その内容を踏まえた区の方針を、改めてご案内いたします。

また、一時預かり事業を実施していただいている施設については、区ホームページ等に掲載しており、利用希望者は各園に問い合わせをいただいているところですが、実施施設にも関わらず毎回断られてしまうといった苦情も寄せられています。

一時預かり事業は、国の地域子ども・子育て支援事業の1つと位置づけられており、区としても様々な保育ニーズの保護者に対応する、重要な事業ととらえています。

一時預かり事業を、保護者の利用しやすい事業とするため、実施の届出をされている各施設におかれましても、運営について引き続きご理解とご協力を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課民間保育振興係 TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2